
子の監護をめぐる国際問題

家族の国際化と国際的対応の必要性

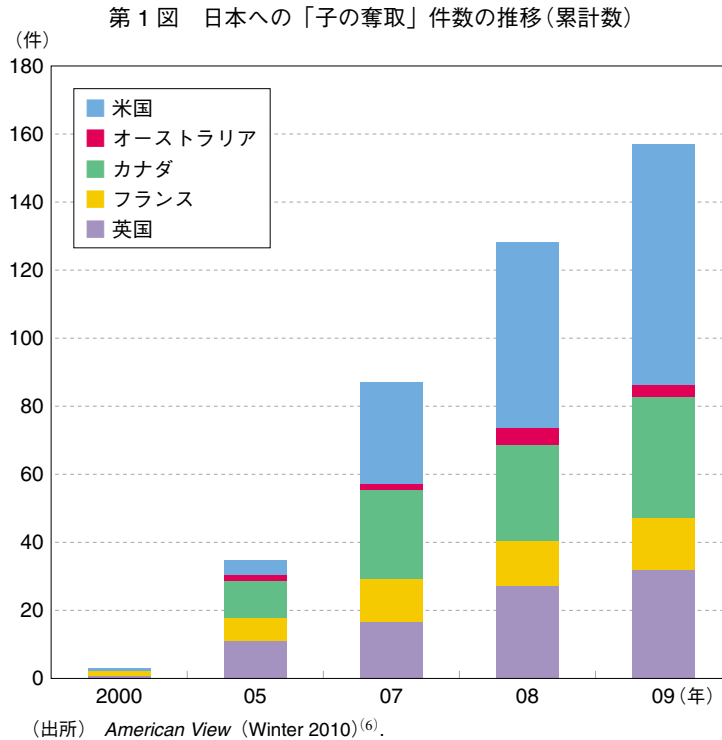
大谷 美紀子

Otani Mikiko

はじめに

ここ数年、日本において「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下、本稿では「子の奪取条約」と言う）⁽¹⁾の締結の必要性とその是非が議論されるようになった背景として、国際結婚の増加に伴い、外国から他方親の同意を得ずに子を一方的に連れ帰るケースに関するトラブルの増加が指摘されている。国際結婚の増加は、国際的な子の連れ去りの増加⁽²⁾の要因のひとつであることは明らかである⁽³⁾。しかしながら、日本国内における日本人と外国人の国際結婚数は、40年前の約5000件から、30年前には1万件弱、20年前には約2万5000件、10年前には約4万件と、長期的には大幅に増加しているが、過去10年間だけみると、2006年に4万5000件に達した後はむしろ年々減少傾向にあり、2010年は約3万件であった（結婚総数の約4.3%）⁽⁴⁾。他方、日本国内における国際離婚の件数は、10年前の約1万2000件から漸増傾向にあり、2010年は約1万9000件に達したが（離婚総数の7.5%）、直近の数年間で激増しているというわけではない。

また、日本への不法な子の連れ去りが急増しているとして、日本に対し子の奪取条約の締結を要請している米国が、米国、英国、オーストラリア、カナダ、フランスの統計をもとに作成したというグラフをみても、これら5カ国から日本への連れ帰り件数は2009年までの累計でも160件に満たない（第1図参照）。実際、5カ国のうち最も件数の多い米国についても、国務省の発表によれば、日本への不法な子の連れ帰りの年間の発生件数は、2007年が17件、2008年が37件、2009年が23件、2010年が23件であり、年間の発生件数が特別急増しているわけではない⁽⁵⁾、米国や日本の人口からみれば決して大規模で発生しているとはまでは言えない。米国を含む諸外国との間で日本への子の連れ帰りの問題が国際問題化した原因は、国際結婚・国際離婚の増加により、外国から日本への子の連れ帰り件数が増加したことにあるのではなく、以前から、外国から日本への子の連れ帰りも、日本から外国への子の連れ去りも起きてはいたが、日本政府、司法関係者やマスコミの関心や対応と、諸外国における問題意識の深刻さとの間に著しい乖離があり、日本側が問題の国際的側面に適切な考慮を払うことなく、日本の立場に立って主張して事足りるとしてきたために、外国政府が国家間の問題として乗り出さざるをえないレベルに達してしまったことにあるように思われる。今日、外国から日本への子の連れ帰りの問題に関するトラブルが増えているようにみえているとすれば、それは、近年、外国政府が公的に日本政府に対する働きか



けを強めてきたために⁽⁷⁾、マスコミが関心をもち、取り上げるようになったためであろう⁽⁸⁾。

本稿では、このような問題意識に立ち、子の監護をめぐる国際問題について、問題の所在を描写したうえで、家族の国際化の現状を明らかにし、国際的対応の必要性とその方策についての私見を述べることにしたい。

1 子の監護をめぐる問題の国際化の2つの側面

今日、日本が関連する子の監護をめぐる国際問題には2つの側面がある。そのひとつは、言うまでもなく、外国から日本への子の連れ帰りに対し日本が何ら対応策をとらないとして外国から批判を受けている問題である。この問題は、国家間の問題として取り上げられているという意味において国際問題化しているだけではなく、子の連れ去り前の常居所地国である外国と、連れ去り後の子の住所地国である日本という複数の国家の国際裁判管轄や適用法が競合するという点で、もともと国際的な性質を帯びている。もうひとつは、日本国内における国際結婚の夫婦の破綻に伴う子連れ別居について、外国人親（父親である場合が多い）が、日本の法制度・実務が親子の引き離しを許容しているとして批判している問題である。後者は、当事者に外国人を含むという点で国際的な要素を含むが、日本の管轄内・日本法の下での問題という意味では国内問題である。したがって、この2つの問題は、立て分けをして論ずる必要がある。

(1) 日本国内における国際結婚の破綻に伴う子の監護をめぐる問題

まず、日本国内で発生する日本人と外国人の夫婦の別居・離婚に伴う子の監護をめぐる紛争は、次のような問題状況を呈している。この場合、両親も子も日本国内にいるから、

親権・監護権・面会交流等の監護に関する問題について、日本に国際裁判管轄があり、日本法が適用される。ここで言う日本法は国際私法を含み、監護に関する問題は、親子関係の問題として、「法の適用に関する通則法」（以下、「通則法」と言う）32条により、子の本国法が父または母の本国法と同一の場合は子の本国法が、それ以外の場合には子の常居所地国法が準拠法として適用される。日本人の母親と外国人の父親から生まれた子は日本国籍と外国籍の重国籍を有していることが多いが、通則法38条により子の本国法は日本法とされ、日本人母の本国法と同一であるから、親権・監護権・面会交流の問題については、すべて日本法が適用され、日本法に基づく処理がなされる。

これに対し、外国人父親は、次の点について不満をもつことが多い。第1に、日本法の下では、他方親の同意を得ずに行なわれる一方的な連れ去り別居が犯罪とも違法ともされていないこと、第2に、日本法は共同親権・監護制を採用しておらず、離婚すればほぼ間違いなく日本人母親が親権者に指定され外国人父親は子の監護養育から排除されること、第3に、日本では面会交流権の権利性が弱く親権者の意向・協力を委ねられており、親権者が拒否すれば実際には司法手続によっても子との面会交流の実現が叶わず、また、裁判所が命ずる面会交流の内容も不十分・制限的であること等である⁽⁹⁾。

外国人父親が共同親権を求めたり、連れ去り別居が犯罪であると主張しても、日本法の下では認められず、そのため、子の監護をめぐる紛争は、外国人父親が面会交流をどの程度確保できるかが実質的な争点になることが多い。ここで、外国人父親は、「国際標準」の面会交流を要求する傾向がある⁽¹⁰⁾。すなわち、隔週週末宿泊付きの父子のみでの面会、長期休暇の半分を父子で過ごすこと、子どもの誕生日やクリスマスの面会、父親自身や父方の親族との交流のために父親の自国に子どもが渡航して行なう面会、子どもの学校行事への参加や学校でのボランティア活動、子どもの教育・健康・医療等に関する情報の開示、転居の場合の通知や協議の要求等である。しかし、こうした外国人父親からの要求に対する日本人母親や司法関係者の一般的な反応は、「日本に外国の制度や文化を持ち込もうとしても通らない」というものである。

さらに、母親からは、父親からの要求に応じられない理由として、父親の日本語能力が十分ではなく子どもとの意思疎通に問題がある、父親による連れ去りの危険があるため父子だけの面会は認められない、子どもも友人との遊びや習い事等で忙しく、子どもは父親に会いたがっていないのに、頻繁な面会は子どもにとっても、また面会の日時調整や立ち合いの点で母親にとっても負担である等が挙げられる。これに対し、さらに父親からは、子どもが日本語でしか意思疎通できない、父親と会いたがっていないとすれば、それは母親が子どもを父親から引き離したためであるとの主張がなされる⁽¹¹⁾。

なかには日本人母親が任意に同意して、欧米なみの面会交流が実現している例もあるが、母親が拒絶すれば、外国人父親の要求どおりの面会交流を裁判所が命じ、実現する可能性はきわめて低い。そこで、外国人父親たちは、日本は子の監護に関して「国際標準」から著しくかけ離れた国であり、子の監護に関する日本の法制度そのものを変えるしか解決策はないとして、日本の法制度の批判や家庭裁判所の実務を批判するとともに、共同親権制

度の導入、面会交流権の法制化の必要性を訴えている。

(2) 外国から日本への子の連れ帰り

他方、外国における国際結婚生活の破綻に伴う子の外国から日本への一方的な連れ帰りは、本来的に国際問題としての性質を有する。すなわち、外国からみれば、子の日本への連れ帰りは、子の監護権に関する管轄を有する当該国の裁判所の命令や法律に違反して行なわれた行為であり、犯罪でもある⁽¹²⁾。子が現実に外国に連れ去られたとしても、それだけで当該国の子の監護権に関する管轄が失われるものではなく、引き続き、当該国の裁判所が子を連れ去った親から残された親に親権を変更したり、子を連れ去った親に対し子の返還を命ずる権限を有している⁽¹³⁾。犯罪の被害者である子は、日本国内での所在も安否もわからない状態に置かれている。日本がたとえ子の奪取条約に入っていないとしても、外国裁判所の監護権決定や子の返還命令を尊重し、犯罪により日本に連れ去られた被害者である自国民の子⁽¹⁴⁾の所在や安否確認、返還に協力するよう、子の国籍国政府が要請しているにもかかわらず、日本政府は、民事不介入を理由に何の協力もしない⁽¹⁵⁾、日本の裁判所も、外国裁判所の監護権決定を無視するか簡単に変更し、子を連れ帰った親に親権を付与し、子を連れ去られた親からの返還命令を棄却する、子を連れ帰った親は子を返還しないどころか、子を連れ去られた親と子との面会交流にも応じない。しかも、日本が共同親権制を採用し、面会交流権を実効的に保障する法制度・実務の国ならまだしも、日本の法制度・実務の下では、単独親権制度のために外国人親は完全に親権を失い、面会交流さえ認められないことが少なくない。このような事態は、外国人の親や外国政府・裁判所にとって、およそ理解も納得もできるものではない。

もちろん、日本側からすれば、母親が別居の際に外国から子を連れ帰っても、それ自体は日本法の下では犯罪とはされておらず、家族問題であるから、日本政府が個々の事件に介入することはできず、外国に残された親には日本の司法手続を利用してもらうしかないという説明になる。日本の裁判所としては、子が日本に住所を有している以上、日本に子の監護についての国際裁判管轄があり⁽¹⁶⁾、子を現に監護している日本人親が外国の裁判所の命令や外国の国内法に違反して子を連れ帰ってきたとしても、日本における子の監護状況に問題がなく子が日本になじんでいる以上、日本人親を親権者・監護権者と指定するのは子の福祉の観点からの相当な判断であるということになる。外国裁判所の監護決定や子の返還命令は、外国判決の承認要件（民事訴訟法118条）を満たさず日本では承認・執行できない場合もあるし⁽¹⁷⁾、承認されるとしても、子が現に居住し子の監護に関する国際裁判管轄を有する日本の裁判所において、子の監護状況の変化に応じて、外国裁判所の監護決定を変更することは可能であるという説明になる⁽¹⁸⁾。

このように、国境を越えて行なわれる外国から日本への子の連れ帰りの問題は、外国の立場からの主張と日本の立場からの主張が真っ向から対立し、しかも、いずれの主張もそれぞれの国の国内法からすれば正しいだけに厄介である。それぞれが自国の立場に立った主張を続けている限りは平行線のままで紛争は解決しない。日本国内における国際結婚の破綻に伴う子連れ別居の問題に関する外国人親や外国政府からの日本の法制度・実務に対

する批判や改革の要求が、国内問題に対する内政干渉と受けとめられかねないとは異なり、外国からの子の連れ帰りの問題については、紛争の解決や防止のために、国家として何らかの対応策を講じることがどうしても必要となる。何らの手も打たずに放置したままでは、国際問題に発展することは避けられない。そして、国境を越える子の連れ去りの問題に対するひとつの有効な対応策が、二国間または多数国間における協定の締結とされており（「児童の権利に関する条約」〔以下「子どもの権利条約」〕11条2項）、まさに、実際に日本がこの問題を放置してきた結果、欧米諸国から子の奪取条約の締結を強く要求される事態を招いたのである。

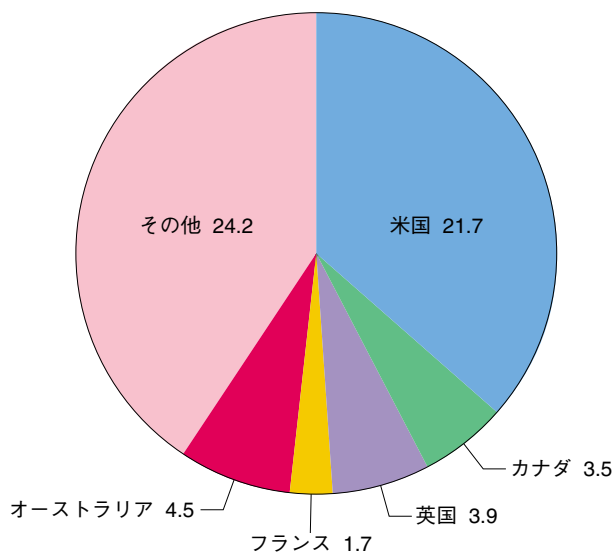
しかしながら、外国からの日本に対する子の奪取条約締結の要求は、多くの日本人にとっては、欧米の家族観やルールの不当な押しつけと映っているようである⁽¹⁹⁾。子どもが日本から外国に連れ去られてしまえば、子どもが日本にいない以上、日本の裁判所は何もできないとして片付けられてきたこと⁽²⁰⁾、政府は家族紛争には立ち入らないとされてきたこと、別居の際に母親が子どもを連れて実家に帰るのは当たり前とされてきたこと、子どもが親の下で問題なく監護されている以上、その状態を継続することが子の福祉に適うと考えられていること、このような考え方が一般市民の間にも政府や司法関係者の間にも広く浸透している日本社会にとって、外国から日本に子連れで帰ってきた日本人の親について、誘拐罪、奪取と呼んで声高に批判し、外国政府が乗り出してきて日本に対し国家としての対処を求め、条約の締結を要求するといった事態は、およそ理解し難いのもかもしれない。子の監護をめぐる国際問題を理解し、解決策を考えるためには、複眼的な視点と、日本のなかで通用している価値観や基準にとらわれない国際的な視点が必要である。

2 家族の国際化の現状

日本政府が子の奪取条約の締結の方針を決定したことを「外圧」によるものと批判する意見があるが、子の奪取条約の締結は、外国との間での子の監護をめぐる国際問題への対応という側面とは別に、多くの日本人や日本社会がかかわる家族の国際化への対応として必要なものである。本稿の冒頭では、国際結婚・国際離婚の件数や推移を示したが、子の奪取条約の適用対象は、国境を越えて行なわれる16歳未満の子の不法な連れ去りであり、両親の国籍が異なるとは限らないし、両親が法律婚の夫婦である必要もない。法的な離婚に至っているかも問題とならない⁽²¹⁾。

平成22年（2010年）における海外に在留する日本国籍の就学子女数（小学部・中学部）は約6万7000人であり、統計値からは明らかではない未就学子女数をその半分の約3万3000人と仮定して加えれば、海外在留の日本国籍を有する16歳未満の子は、推計約10万人である。また、毎年新たに外国で日本国籍の子が1万5000人以上生まれている。さらに、平成22年における海外在留邦人数⁽²²⁾は約114万人（女性は約59万5000人）であり、このうち、先の、近年、日本への子の連れ去り件数が急増しているとして米国が作成したグラフ（第1図参照）の5ヵ国における在留邦人数は、米国が約38万8000人（女性は約21万7000人）、カナダが約5万4000人（女性は約3万5000人）、英国は約6万2000人（女性は約3万9000人）、フランスは約

第2図 海外在留邦人女性数(単位：万人)



(出所) 「海外在留邦人数調査統計・平成23年速報版」に基づき作成。

2万7000人(女性は約1万7000人)、オーストラリアは約7万1000人(女性は約4万5000人)であり、この5ヵ国だけで海外在留邦人女性は約35万人で海外在留邦人女性総数の約6割を占める(第2図参照)⁽²³⁾。

他方、日本における外国人のいる世帯は、平成7年(1995年)の約64万世帯から、平成17年(2005年)には100万世帯超へと増加し、このうち、子どものいる核家族世帯は約30万5000世帯に達している⁽²⁴⁾。また、平成22年に日本で生まれた子のうち父母の一方が外国籍の子(日本国籍も有する子)は約2万2000人であり⁽²⁵⁾、平成22年に日本に居住する子のうち父母の一方が外国籍の16歳未満の子の数は推計約37万7000人である⁽²⁶⁾。

このように、現に、あるいは将来、国境を越えた子の連れ去りの問題に巻き込まれるかもしれない子どもの数や、親として当事者になるかもしれない日本人の数は無視できない規模に至っており⁽²⁷⁾、家族の国際化や国境を越える家族の移動の増加における紛争の防止や解決のための対応という視点から、子の奪取条約の締結の問題を捉えるべきである。

家族のあり方・家族観は国によって異なること、国際結婚は常に配偶者の一方が他方配偶者の国で結婚生活を送る可能性と、結婚生活が破綻した場合の子の監護問題は子をどちらの国でどちらの家族観の下で育てるかの紛争の可能性をはらんでいること、結婚生活のための外国への移住者は結婚生活が破綻すれば自国に帰りたいと思うのは自然なことであること、こうした要素を考えれば、国境を越えた子の連れ去り問題が発生する可能性は、国際結婚に必然的に内在するものとさえ言える。そして、この問題に対する現実的な解決策のひとつとして、国境を越える子の連れ去りの場合における子の監護権決定の管轄は、連れ去り前の子の常居所地国にあるというルールは価値中立的で合理的なものとして国際的に広く受け入れられており、このルールを前提とする子の奪取条約は、今後も、グローバル化に伴う家族の国際化と家族の国境を越えた移動に対する国際的な共通のフレームワークとして存在し続けるであろう。

子の奪取条約については、条約の起草当時に前提とされていた連れ帰り事案の類型とは異なり、母親による連れ去りが7割を占めること⁽²⁸⁾、とりわけ、母親に対する家庭内暴力(DV)が原因で起こる母親による子の連れ帰り事案において子の返還を命ずることについての懸念等の問題が指摘されている⁽²⁹⁾。こうした問題が指摘され認識されながらも、国境を越える子の連れ去りという国際問題に対する国際的な共通ルールは子の奪取条約においてほかにはないし、今後もこれに代わる新たな国際的な共通ルールができる見込みはない。それどころか、子の奪取条約の締約国が徐々ににせよ増えていくことが予測される以上、日本がこのルールに参加する以外に国際的に有効な解決策はない。しかも、日本がこの国際ルールに参加していないために、国際ルールに通じ、国際ルールを踏まえた対処の仕方や国際ルールのなかでの身の守り方、解決策について当事者に助言し支援できる専門家の育成や支援体制もないままなのである。

3 子の監護に関する国際人権基準

家族のあり方、家族観は国によって異なり、その国独自の家族観が尊重されるべきであるとしても、それが国際人権基準に反する場合は改善が求められる。家庭内における女性に対する暴力は女性の人権侵害であり、家庭内の出来事として放置されてはならず、女性の人権の保護のために国家が介入すべきであること、また婚外子に対する差別的規定が法律婚を保護するという家族制度のあり方を理由に正当化されることは許されず、子の人権・平等原則の観点から改正しなければならないことなどは、いずれも家庭内の問題や一国の家族制度であっても国際人権基準の観点から変革を迫られるべき例である。

同様に、日本の子の監護に関する法制・実務に対し、欧米諸国で標準的とされる共同親権制や面会交流権の保障のあり方が「国際標準」の名の下に日本に押し付けられるべきではないが、日本が締結した国際人権条約である子どもの権利条約に規定される、子の国境を越える不法な連れ去りからの保護(11条、35条)、子の養育についての父母の共同責任の原則(18条)、子の両親それぞれと定期的に接触する権利の保障(9条3項、10条2項)を実現することは、日本の国際法上の義務である。これらは国際人権基準である以上、日本独自の文化や家族観を理由に受け入れを拒むことは許されない。もちろん、子どもの権利条約は、子の監護法制のあり方として、共同親権制度という特定の監護に関する法制や、欧米諸国において標準とされているような面会交流のあり方を具体的に義務付けるものではない。また、子どもだけの外出や子どもだけを家に置くことが許されず、常に子どもには大人が付き添っていなければならないことによる親の負担に加え、母親の社会進出・就労が進んでおり⁽³⁰⁾、離婚後の子の監護責任を父親が共同で担うことが母親にとっても歓迎すべきことである欧米諸国と異なり、子どもは外で子ども同士自由に遊べ、子どもが1人で学校から帰宅して親の帰りを待つこともあり、多くの子どもが塾や習い事で忙しく⁽³¹⁾、夏休みも欧米諸国に比べて短く宿題もたくさんある日本では、離婚後における子の養育責任の共同や面会交流のあり方も欧米とまったく同じである必要はない。

しかし、婚姻中も子の監護はもっぱら母親の役目であり、約8割の離婚夫婦において子の

親権は母親に付与され、離婚後は子どもは母親が引き取り育てるのを当たり前とする日本社会における子の監護のあり方は、過度の母子密着・母性優先の文化・家族観の様相を呈している。それが、単なる日本独特の家族観であるというにとどまらず、子の監護に関する国際人権基準としての子どもの権利条約の観点から問題があるとすれば、「日本の家族観特有論」では済まされない。特に、子の奪取条約の締結、共同親権制度の導入、面会交流の保障の強化に対する、日本の家族観を理由とする反対論が、これまで、婚外子差別規定の撤廃や選択的夫婦別姓制度の導入について、日本の家族観・家族制度の保護を理由とする反対論に対抗して国際人権基準を根拠に推進してきた論者たちからなされると、国際人権条約の援用における二重の基準論との批判を免れないであろう。

もちろん、子どもの権利条約が保障する子の親との面会交流権の保障といえども絶対的なものではなく、子の最善の利益に反する場合は否定・制約される（9条3項、3条1項）。特に、日本では、子どもが望んでいないのに法や裁判所が強制する親との面会、頻繁すぎる面会、親が自己満足のために求める面会、他方親に対するDV加害親との面会、外国にいる親との外国における面会等は、子の利益に反すると主張されることが多い。欧米諸国で標準的とされる子の監護や面会交流のあり方が真に子の最善の利益に反するというのであれば、日本の家族観や日本における子の利益についての考え方を、日本独自の価値観と主張して守ろうとするだけでなく、子どもの権利条約が定める、子が両親から共同養育を受けることや子と両親との面会交流が子どもの権利であるという普遍的な人権基準を受け入れたうえで、日本の家族観を世界に発信し、「子の最善の利益」についての普遍的な理解の構築のための議論に積極的に参加すべきである。「日本の家族観特有論」に拘泥しているだけでは、文化の名における普遍的な国際人権基準の受容の否定という議論に陥りかねない。

むすびにかえて

日本が国際結婚を禁止する政策をとるのでもない限り、日本が進むべき道は、外国における国際結婚生活の破綻により日本に子を連れ帰ってくる日本人母親と、父母両親の国を母国とする子を日本が匿い囲い込むことではなく、国際結婚、特にそのために外国に移住することを選択する日本人女性に対し、外国は日本とは異なるのだという認識をもち外国での子の監護をめぐる紛争にも対処できるだけの国際的な力をつけることを促し支援することであろう。外国では日本独特の価値観・論理は通用しないこと、日本よりもジェンダー平等が進んでいる外国においては⁽³²⁾、妻も働き経済的に家計への貢献が期待される一方で、夫も子の監護責任を負担するのが普通であること⁽³³⁾、結婚生活の破綻に伴う子の監護についての考え方や法制度が日本とは大きく異なることをもっと積極的に知らせていくべきである。もちろん、どの国においても移民女性は、女性であり移民であるという地位により複合的に、より差別を受けやすく、弱い立場に置かれやすい。在留国の国民である配偶者に経済的その他の面で依存している移民女性が結婚生活の破綻により、困難な状況に置かれることは言うまでもない。移民女性が在留国の国内法体制により必要な保護や救済を受けられない場合、国籍国は、自国民を保護し援助する必要がある。しかしながら、グロ

ーバリゼーションに伴う国境を越えた人の移動、家族の国際化が今後も進展していく時代においては、国籍国が手を差し伸べて自国民を保護する責任を強調するよりも、各国が管轄内の移民の保護を強化し、移民のもつ文化的背景や家族観の多様性を理解し自国の文化や家族観のなかで、どのように調和を図っていくかが課題となろう。国境を越えた子の連れ去りの問題についても、各国において国際結婚のために自国に居住する外国人に自国法を適用する場合、法の適用や司法アクセスにおける公正・平等に留意し、外国人のもつ文化や家族観にも理解を示し調和的な紛争解決を目指すことが、子の国外への連れ去り防止にも役立つものと期待する⁽³⁴⁾。

- (1) 子の奪取条約の概要については、本特集の他の論文を参照されたい。
- (2) ナイジェル・ロウ教授の2008年における条約運用の統計的分析によれば、2008年における子の奪取条約に基づく返還援助申請件数は1965件で、2003年の1259件に比べ56%の増加、1999年の954件に比べ106%の増加となった。なお、この間、子の奪取条約の締約国数自体が増加していることから、締約国の増加を考慮に入れない増加率を算出した場合、2003年の件数と比較した2008年の件数の増加率は45%となる。ハーグ国際私法会議第6回特別会合第1部会合、Prel. Doc. No. 8A, para. 30 (<http://www.hcch.net/upload/wop/abduct2011pd08ae.pdf>)。
- (3) オーストラリア上院議会法務および憲法問題付託委員会 (Legal and Constitutional Affairs References Committee)、「オーストラリアへの、およびオーストラリアからの国際的な親による子の奪取に関する報告書」(“International parental child abduction to and from Australia,” 2011年10月)、1.6項。同報告書は、婚姻関係の破綻の全体的な増加、国際(異なる文化間の)婚姻の増加と国際的な移動の容易さの増大を、国際的な親による子の奪取の増加の要因として指摘する。
- (4) なお、外国で婚姻する日本人は年間1万件超である。本文の統計値も含め、出典は、厚生労働省「人口動態統計・各年版」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>)。
- (5) 米国における子の奪取条約に基づく中央当局である国務省児童部が毎年発行している子の奪取条約の遵守に関する報告書 (http://travel.state.gov/abduction/resources/congressreport/congressreport_4308.html)。
- (6) <http://amview.japan.usembassy.gov/e/amview-e20100122-85.html>
- (7) 欧米各国から日本政府に対する要請については、大山尚「国際離婚と国境を越えた子どもの連れ去り——子どもの奪取条約について考える」『立法と調査』307号(2010年8月1日)、120ページ、表2(126ページ)に一覧がまとめられている。
- (8) 筆者は、2000年頃から、国際家族事件を専門に扱ってきたが、すでにその頃から、国境を越える子の連れ去り(外国から日本への連れ帰り、および、日本から外国への連れ去り)に関する相談は少なくなかった。
- (9) 日本における面会交流の実情は、家庭裁判所の審判や調停で決まる場合、1ヵ月に1回が標準的である。また、非監護親が監護親に対し暴力を振るうなどした場合や非監護親が面会交流のルールを遵守できない場合は面会交流が認められないほか、監護親が再婚して連れ子養子をした場合や、子が面会交流に拒否的・消極的である場合にも面会交流が認められない場合がある。横浜面会交流研究会「面会交流審判例の実証的研究」『判例タイムズ』1292号(2009年5月15日)、5ページ(以下、判タと略し、号・ページを列記)。
- (10) 米国、英国、ドイツ、フランスにおける面会交流の法制や実情については、棚村政行研究代表「親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書」(2011年2月)にまとめられている (<http://www.moj.go.jp/content/000076561.pdf>)。

- (11) 米国において用いられてきた片親引き離し症候群 (PAS: Parental Alienation Syndrome) の概念が、近年、日本における子の監護の問題をめぐる議論や家庭裁判所における子の監護に関する事件のなかで主張されることが多い。なお、PAS の概念や有用性をめぐっては、米国でも論争があるが、本稿ではその詳細には立ち入らない。
- (12) 米国や英国等、子の奪取条約を締結している欧米諸国では、子の国外への不法な連れ去りを国内法で犯罪としている国が少なくない。例えば、米国の International Parental Kidnapping Crime Act of 1993、英国の Child Abduction Act 1984。
- (13) 例えば、米国の Uniform Child-Custody Jurisdiction and Enforcement Act 第1条および第2条は、子のホーム・ステイト (子が親とともに6ヵ月間居住していた州) が、子の監護に関する専属的で継続的な管轄を有し、かつ不当な行為により得られた管轄は否定すべきと規定している。
- (14) 国際結婚の夫婦の子は両親のそれぞれの国籍を有している場合が多い。外国から日本に連れ去られた子が当該外国と日本国籍の重国籍者である場合、子は日本にとっては日本人の子であるが、当該外国にとっては自国民である。
- (15) 外務省国際法課は日本の立場を「民事不介入」と説明したと報じられた (『毎日新聞』2009年5月31日)。
- (16) 子の監護問題に関する国際裁判管轄の決定基準について法律に規定はないが、子の住所が日本にあれば、裁判例・学説とも、日本に国際裁判管轄が認められるとしている。櫻田典子「涉外子の監護事件の国際裁判管轄と準拠法」、野田愛子・梶村太一総編集『新家族法実務体系・第2巻 親族[Ⅱ]——親子・後見』、新日本法規、2008年、678ページ。司法研修所編『涉外家事・人事訴訟事件の審理に関する研究』、法曹会、2010年、136ページ。なお、東京高等裁判所平成20年(2008年)9月16日決定 (『家庭裁判月報』61巻11号、63ページ [以下、家月と略し、巻・号・ページを列記]) は、米国ワシントン州裁判所の監護権決定の命令に違反して日本に子を不法に留置した申立人が日本への帰国から約2週間後に申し立てた子の監護権変更を求める審判について、日本の裁判所に国際裁判管轄がないとして却下した。その理由は、未だ子の住所が日本にあるとは言えないというものであり、外国裁判所の命令に違反してなされた不法な子の留置であることを直接の理由としたものではないが、結果的に日本の国際裁判管轄を行使することを控えたものであり、注目される。
- (17) 例えば、東京高裁平成5年(1993年)11月15日判決 (家月46・6・47) は、米国テキサス州裁判所の命令に違反して日本に子を不法に留置した日本人母親に対し、子の父親への引き渡しを命じた同州裁判所の判決に基づく子の引き渡しは、民事訴訟法(旧)200条(現118条)3号の公序に反するとして、父親からの執行判決請求を却下した。また、東京地方裁判所八王子支部平成9年(1997年)12月8日(判タ976・235) は、米国ニューヨーク州から子を不法に日本に連れ帰った日本人母親に対し、子の父親への引き渡しを命じた同州裁判所の判決は、民事訴訟法(旧)200条(現118条)2号の送達要件を欠くとして、父親からの執行判決請求を却下した。
- (18) カナダのプリティッシュコロンビア州裁判所の命令に違反して日本に子を不法に留置した日本人母親が申し立てた、同裁判所がなした子の親権を父親と定めた決定の変更を求めた審判事件において、子らが日本になじんでいること等を理由に、親権者を父親から母親に変更した例(前掲注16、『涉外家事・人事訴訟事件の審理に関する研究』、143ページ、注42)。神戸家庭裁判所伊丹支部平成23年(2011年)3月14日審判(判例集未掲載) は、米国から日本に不法に子を連れ帰った母親が申し立てた、米国の裁判所がなした子の親権を父親と定めた決定の変更を求めた審判事件について、子が日本になじんでいるとして、米国裁判所の決定を変更し、親権者を母親に変更した。「産経新聞ニュース」(2011年5月27日、<http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/110527/tr11052720170014-n1.htm>)。
- (19) 子の奪取条約・共同親権制についてのアンケート、『産経新聞』2011年11月4日。

- (20) 例えば、大阪地裁昭和55年（1980年）6月16日決定（家月33・1・86）は、子の拘束者が米国ハワイ州に居住し、日本の裁判権に服しない場合には、子の引き渡しを求める人身保護請求は不適法であるとした。日本から外国に連れ去られた子について監護者指定や引き渡しを求める審判が、日本に国際裁判管轄がないことを理由に却下された例は、判例集に登載されたものとしては見当たらないが、弁護士自身が、子が日本にいない以上、日本には国際裁判管轄がなく審判申立はできないと当事者に説明し申し立てに至っていないか、申し立てたとしても裁判所から取り下げが勧告され、取り下げに応じることが多いためと推測される。
- (21) この点について、岡野正敬氏は、「国境を越える子の奪取の問題」＝「国際離婚に伴う問題」とのイメージがあるが、両者には微妙なずれがあると指摘している。岡野正敬「国境を越える子の奪取をめぐる問題の現状と課題」『国際法外交雑誌』109巻1号、27ページ。
- (22) 3ヵ月以上海外に在留する邦人で長期滞在者と永住者を含む。
- (23) 海外在留邦人数（外務省「海外在留邦人数調査統計・平成23年速報版」）。
- (24) 平成17年国勢調査。
- (25) なお、両親とも外国籍、または、婚外子で母が外国籍の子のため外国籍のみを有する子も約1万2000人生まれている。出典は、厚生労働省「人口動態統計・平成22年版」。
- (26) 平成22年における日本に居住する16歳未満の子の数約1821万7000人を前提に、父母の一方が外国籍の子は、日本における出生数全体に占める割合と同比率で日本に居住していると仮定した推計値である。出典は、同前。
- (27) なお、日本が子の奪取条約を締結すれば、日本人母親が子の奪取条約締約国から日本に子連れ帰る事案が多いため、子を外国に送り返さなければならなくなる一方、日本から子が連れ去られる先は子の奪取条約の非締約国が多いから条約に基づいて子の日本への返還を求めることはできず、片面的に日本人・日本にとって不利な条約であるという主張がしばしば聞かれる。しかしながら、平成22年に日本で生まれた、父母の一方が外国人である子の場合、外国人母の国籍は多い順に、中国、フィリピン、韓国・朝鮮、タイ、ブラジル、米国、ペルー、英国、外国人父の国籍は多い順に、韓国・朝鮮、米国、中国、英国、ブラジル、フィリピン、ペルー、タイと、いずれも上位8ヵ国は順位が異なるだけで共通しており、しかも、このうち、米国、英国、ブラジル、ペルー、タイ、中国（香港、マカオ）の6ヵ国は子の奪取条約締約国、韓国は締結準備中である。実際、日本弁護士連合会が平成23年に実施した会員弁護士・外国法弁護士を対象とした国際的な子の連れ去りに関するアンケート結果によれば、日本で結婚生活を送っていたが、配偶者が勝手に子連れ外国へ行ったという相談を受けたことがあると回答した弁護士は104名で、外国で結婚生活を送っていたが、配偶者が子連れ勝手に日本に帰国した事案について相談を受けたことがあると回答した弁護士は86名と、日本から外国への子の連れ去りに関する相談を受けたことのある弁護士のほうが多い。そして、連れ去り先の国は、中国（35件）、フィリピン（25件）が上位を占めるものの、米国（21件）も相当多く、オーストラリア、カナダ（各5件）、ブラジル、ロシア（各4件）といった子の奪取条約締約国名も挙がっている。また、日本から外国への子の連れ去りは、アジアの外国人母親によるものが多いと一般にイメージされているようであるが、平成22年に日本で生まれた父母の一方が外国人である子のうち母が外国人である割合と父が外国人である割合は76%対34%であるのに対し、このアンケート結果では、妻が外国人である相談が79件、夫が外国人である相談が64件で、その割合は55%対45%と拮抗している。日本弁護士連合会「国際的な子の連れ去りに関するアンケート結果報告」（2011年9月、http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/2011child_abduction-enquete.pdf）。
- (28) ロウ教授による2008年における条約運用の統計的分析によれば、連れ去った親の69%が母親であった。前掲注2、para. 41。
- (29) 子の奪取条約の運用におけるDVの問題の扱い、特に13条1項bの「重大な危険」の返還拒否事

由との関係について、近年、子の奪取条約締約国の研究者や実務家の間で関心が高まっており、ハーグ国際私法会議第6回特別会合第1部（2011年6月）の議題としても取り上げられた（PreI. Doc. No. 9, <http://www.hcch.net/upload/wop/abduct2011pd09e.pdf>）。

- (30) この点、日本における女性の労働は、依然として、いわゆるM字型カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多い。内閣府『平成22年版 男女共同参画白書』、3ページ。
- (31) 2006年において子どもが塾に通う割合は、小学5年生で36.5%、中学2年生で42.7%である。塾や習い事に通い、帰宅時間が夜遅くなる子どもも少なくない。「塾や習い事通いで忙しい子どもたち」『平成19年版国民生活白書——つながりが築く豊かな国民生活』、24ページ。
- (32) 世界経済フォーラムが毎年発表する、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数によれば、2010年報告書では日本の順位（上位ほど格差が少ない）は134ヶ国中94位であった。内閣府『共同参画』平成23年1月号（http://www.gender.go.jp/main_contents/category/kyodo/201101/201101_03.html）。
- (33) 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）の国際比較参照。前掲注30、『男女共同参画白書』、4ページ。
- (34) 前掲注3の報告書は、国際的な親による子の奪取の動機となる要因として、①しばしば、子育てに関するアプローチ、しつけ、宗教や文化的信念の違いによる、子育ての文化面を支配したいという願望、②親の別居に伴う、子との関係の喪失の不安、③裁判所の命令を含む養育の取り決めに関するフラストレーションや不公正感、④子との関係について一部の親にみられる所有的性質、⑤他方親と子との接触を妨げたいという願望、⑥家庭内暴力や子に対する虐待から逃れたいという願望、を挙げる。1.8項。